

日常に潜む危険

～駅前、街、大学周辺での危険 インターネット・SNSに潜む危険～

春の街は、危険がいっぱい!!

駅前で、街で、大学周辺でいろいろな人に声をかけられませんでしたか？ニコニコと親しげで、親切そうで断りにくい雰囲気。

でも、その中には新入生のみなさんを「カモ」として虎視眈々と狙っている人たちが、まちがいなく存在しています。

ついていかないことが何よりです。

でも、巻き込まれてしまったら、その後、どうすればいいでしょうか？誰に相談したらいいでしょうか？

大学のなかにも相談機関があり、全キャンパスに学生相談室が設置されています。こういった場合の相談窓口のひとつです。54 ページに学生相談室の連絡先を掲載しています。

Q. なぜついていかないほうがいいの？話をきいてから断れば済むんじゃないの？

A. 連れて行かれてから断るのは困難です。

そのような場では、役割分担をしていて、誘うのはおとなしそうな若い人、契約を迫るのは怖いベテランということが多いです。応接室の奥に座らせ、立ちふさがるよう人が立つなど、とても席を立てない状況にしておいて長時間にわたり契約を勧めてきます。相手は、「ああ言えばこう返す」その道のプロ。このままでは帰してもらえない…と購入の意図もないのに高額の契約をさせられたり、入会するつもりもない団体に加入させられたりすることになりかねません。

Q. 巧みな営業トークで事務所につれていかれそう！なんとか逃れるにはどうしたらいい？？

A. とにかくその場を離れましょう。

「急いでいるので」「要りません」または無言でも。

Q. 取り囲まれ契約を迫られて4時間経過…

A. とにかく席を立つことです。

連れて行かれた事務所やカフェで、ああ言えばこう言われて、もう言い返すのも限界。契約しないと帰してもらえない雰囲気。どうしよう？

相手は、あなたを狭いブースに座らせ、取り囲んで圧迫し、長時間にわたり説得します。あなたは、疲労と恐怖感で判断力が低下してしまいます。

とにかく立ち上がり、「帰ります！」と言ってその場を離れましょう。

事例1 「就活セミナーのご案内です」

大学付近で就活セミナーの勧誘チラシ配布とともにアンケート記入を求められ、言われるがまま記入しました。翌日、アンケートに記載した携帯電話に「説明会に来ませんか？」と電話があって約束の日に会場に行ったところ、4時間も拘束され取り囲まれて入塾を説得されました。「これくらいの受講料なら奨学金から捻出できるだろう！」と手荷物を押さえられた状態で銀行に行かされ、入会金と今月分の月謝約5万円を支払ってようやく解放されました。怖かったです。



個人情報の悪用

Q. 署名や募金は困っている人のためになるのでは？

A. 署名は提出されず、募金は届けられていない場合もあります。

その場合、あなたの善意の募金は、得体の知れない団体のものになってしまします。署名した住所、氏名など個人情報がどう使われるのかも心配です。

また、署名に応じるのは基本的に個人の自由ですが、記入した住所・電話番号などの個人情報を基に、デモや集会、団体に勧誘される場合があります。

もしあなたが善意で募金したいのであれば、目的に適った募金をする方法があります。

日本赤十字社や日本ユニセフ協会など、公的な団体が寄付や義援金を受け付けています。

事例2 「○○のために署名をお願いします。」

休日に友達と渋谷に出かけました。信号待ちをしていると、募金箱を持って近づいて来る人たちがいて、信号がかわって歩き出しても、ついてきました。ボランティアで署名や募金をしていると言うので署名に応じると、募金を求められ「ボランティア団体のイベント」に勧誘されました。不審に思ったのでイベントには参加しませんでしたが、私の個人情報がどう使われるのか、心配になりました。

大学の中でも注意が必要です

Q. 明治大学の敷地の中だったら安心でしょ？

A. 敷地の中や周辺も必ずしも安心とはいえないのです。

大学の敷地には関係者以外でも入れます。たくさんのサークルが新入生を勧誘するシーズンには、それに混じって、まったく関係ない団体も大学関連団体を装って学生を勧誘しています。

やはりここでも、連絡先を教えるのは危ないのです。
大学に届け出て認められたサークルや同好会（公認サークル）は、大学のホームページに掲載されているので、確認してください。

事例3 「外国語に興味ない？」

キャンパス敷地内で「他大学の外国人留学生」と名乗る人たちに「外国語弁論大会」「いろいろな大学の留学生との交流サークル」に誘われました。教室に行ってみたら何か宗教団体のようでした。友人も、明大のサークルだと思っていたら、まったく無関係の人たちから、「チャペルでのコンサート」「海外ボランティア体験」に勧誘されたと言っていました。

明治大学では、学部間共通外国語科目という、どの学部の学生も受講できる語学クラスがあり、コミュニケーションに重点を置き、幅広い言語、文化に触れることができます。夏季休業、春季休業中の集中講座も設置しています。

また、明治大学リバティアカデミー（明治大学の生涯学習機関：本学学生は入会金無料、受講料割引）でも多数の語学講座を開設しています。ぜひ活用してください。



ぜひご相談ください！

明治大学では、掲示や放送による広報、警備・巡回の強化などの対応をしています。しかし相手は巧妙な勧誘マニュアルを持って勧誘するため、参加してみて初めて大学とは無関係、とわかる場合も少なくありません。不審に感じたら、「興味がない」「必要ない」と断り、その場をすぐに立ち去りましょう。

また、こうした勧誘を受けた場合は、ただちに各キャンパスの学生支援事務室、中野教育研究支援事務室、学生相談室などお近くの事務室に報告や相談をしてください。

先輩や友人の紹介から巻き込まれることも…

- Q. 親しい友人から絶対もうかるビジネスに誘われました。
- A. 学生生活と両立して簡単にもうかることなどめったにありません。それにそんなにもうかるなら他人になど教えないと思いませんか？

あなたを「カモ」にして自分がもうけようとして勧誘しているか、勧誘する人も騙されている場合がほとんどです。商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る仕組みは

マルチ商法、マルチまがい商法という危険なものです。

学生の身で多額のローンを抱えてしまうことも危険なことで
すが、それよりも怖いのは、紹介した友人が大きな損害を被った
場合、自分が加害者となることです。

マルチ商法、マルチまがい商法で売られるものには、投資用U
SBメモリやDVD、タブレット、化粧品、健康食品などいろいろ
な商品があります。また、最近はメール・DM・マッチングア
プリを利用して販売・勧誘が行われるようになってきました。

学内での被害も報告されていますので、十分に注意してください。



事例4 「最近投資でもうかっている」「君も早く始めないと損するよ」

高校時代の友人Aに「投資で手軽にもうけられる話がある」「株でもうけている凄い投資家を紹介する」と喫茶店に来るよう誘われ、その場で金融取引の話、いくらもうけているかなどの取引記録を見せられながら説明を受けた。早く始めないと周りから出遅れるとあおられ、後日、金融取引のノウハウが入ったUSBメモリを56万円で購入するよう勧められた。そんな大金はないと断ったが、「みんな学生ローンを利用している。英会話教室へ通うためと言えば審査が通りやすい。セミナーに通ってUSBを使いこなせば、56万円なんてすぐに返済できる」と強引に押し切られて購入した。しばらくは投資を頑張ったが、一向に成果が上げられず、投資セミナーも次第に勧誘方法にまつわる内容が中心になっていった。疑問を抱き、Aに確認すると、「もうけるためには投資ではなく勧誘後のキックバック（一人当たり5万円）を中心に稼ぐしかない」と言われ、自分がだまされたことに気が付いた。

明治大学広報第728号（2019年6月1日号）より

- Q. 就活に有利になると携帯電話の営業のアルバイトに誘われました。**
- A. 無理なノルマを課されて、家族や友人を相手に勧誘をさせられる可能性があります。**

事例5 「営業の経験も積めて就活に有利になるよ」

「長期のインターンシップ」、「学生時代に力を入れたこと（通称ガクチカ）の経験にも使える」と謳って学生を募り、携帯電話の営業（モバイルプランナー）をさせる悪質な企業が増えてきています。「営業経験も積みながら、給料ももらえる」と聞こえはいいですが、実際には「一日20件以上の契約をとれ」と無理なノルマを課され、その結果、身内相手に営業をするよう仕向けられるといったこともあります。

実際にあった事例だと、無理なノルマに追い詰められ、自分の友人を相手に契約の勧誘（通称友達商法）を強要され、不信感を持たれてそのまま縁を切られてしまったということもあったそうです。悪質な業者は、聞こえのいい言葉で誘惑をしてきます。

少しでも不審に思った場合は近づかない、そして、大学の学生支援事務室や中野教育支援事務室、学生相談室に相談してください。

このような誘いにのると、

- 無理なノルマを課され、家族や友人を相手に勧誘をさせられる可能性がある。
 - その結果、勧誘した友人が被った被害から友人関係が破たんする。
 - そのアルバイトにのめり込んでしまい、授業やサークルなどの学生生活に使う時間がなくなってしまう。
- といった恐れがあり、今後の学生生活に重大な支障をきたす可能性があります。
気をつけましょう。



もしかして自分、つけこまれやすい？

せっかく誘ってくれているのに断ったら悪いな、と思うあなたの気持ちを向こうは察してくれているでしょうか？それを利用された後味の悪さはないでしょうか？
日常生活でも上手に主張できず、言い負かされて、させられている感じはありませんか？

いつも一緒にいる人たちにも、「だよね～」などと合わせているけど、心のなかは情けなさや悔しさや怒りでいっぱいになっていることはありませんか？

上手な自己主張のスキルがあります。

自己主張は、言い負かすことや相手を思い通りに動かすことではありません。

また、相手を尊重することは、自分が我慢して不満を溜め込むことは違います。相手も自分も納得できる自己主張の仕方があります。

学生相談室実施の「メンタルヘルス講座」では、対人関係を円滑にするためのスキル「アーサーション」の内容の講義も掲載していますのでぜひご覧ください。(閲覧方法は53ページをご覧ください。)

契約を解除するには

Q. 強引な営業に負けて、何とか帰してもらうために契約書類を書いてしまいました・・・。もうどうしようもないのでしょうか？

A. 一日も早くクーリング・オフ（契約取り消し）を。

大学の学生支援事務室、中野教育研究支援事務室、学生相談室、大学外では国民生活センター、消費者センターなどで相談ができます。クーリング・オフは、はがきを使って自分でも手続きすることができます。

クーリング・オフの手続きをお教えします！

クーリング・オフが適用される日数には限りがありますので、すぐに手続きにとりかかることをお勧めします。

クーリング・オフをさせないために、契約解除できる日数を偽る、「家族にも内緒」と口止めするなどの手口も使われます。一日も早く手続きしてください。

契約を取り消してもらおうと、もう一度事務所を訪ね、さらに大口の契約をさせられた例がありました。相手と直接話をしなくてすむのが、はがきを使うメリットです。

クーリング・オフ通知はがきの書き方の例

※国民生活センター ホームページ参照

販売会社あて	
通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社XXXX □□営業所 担当者 △△△△△△
支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取つ てください。	
〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇〇〇	
クレジット会社あて	
通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社XXXX □□営業所 担当者 △△△△△△
クレジット会社	△△△△株式会社
〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇〇〇	

- ・クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。はがきでできます。
- ・契約年月日と取り消しを申し出る日付は大事です。クーリング・オフできる日数が、契約の形態によって 8 日間、20 日間などと決まっているからです。
- ・はがきの両面をコピーします。自分の手元に証拠を残すためです。
- ・ポストに投函するのではなく、郵便局の窓口で「特定記録郵便」「簡易書留」など記録が残る方法で郵送します。「特定記録郵便」「簡易書留」にすると、相手に確かに届けられた証拠が残ります。

クレジット契約をした場合は、販売会社とクレジット会社へ同時に通知してください。

契約書がない、または相手企業の住所がわからない場合は、まず消費者ホットライン（188）に相談してみましょう。



(参考)

「国民生活センター」<<https://www.kokusen.go.jp/>> (2023/12/12 アクセス)

インターネット・SNS に潜む危険

アップしたらこうなった！

スマートフォンで簡単に検索し、気軽にコミュニティをつくる…。私たちは、SNS の利用やインターネット情報なしに生活することなど考えられない時代に生きています。

しかしその気軽さの裏で、思いがけない重大なトラブルを引き起こす危険性も明らかになってきました。



Q. インターネット・SNS に潜む危険性って？

A. 日常的に使っているツールのため、その危険性に気づきにくいことです。

- ① 悪意ある未知の人への警戒感が薄れてしまう
- ② 無防備に発信した情報が広く拡散し、「炎上」する可能性がある
- ③ 匿名で発信した情報であっても、プロフィールやアップした写真・過去の文章からかなりの確度で本人が特定され、実名・所属がさらされてしまう
- ④ 拡散した情報が残り続ける（デジタルタトゥー）
- ⑤ 就職をはじめとした自分の将来に影響を与えかねない
- ⑥ 被害を受けるばかりでなく、加害者側、場合によっては犯罪者になってしまう可能性がある

Q. 非公開設定で、仲間うちの連絡くらいにしか使ってなくても？

A. 安心できません。

承認した仲間しか閲覧できない設定にしている場合も、仲間が無防備であれば「ダダ漏れ」です。流出しない保証も個人が特定されない保証もないと考えてください。

事例6 「バイト先でのちょっとしたいたずらのつもりが…」

友人がアルバイト先での「ちょっとしたいたずら」を撮影して自慢げに公開し「炎上」。非難が集中したアルバイト先が閉店に追い込まれるなど多大な損害を被って、損害賠償を求められたそうです。友人の氏名、大学名、顔写真も拡散しました。



事例7 「悪ふざけの様子が動画撮影されて拡散・炎上」

サークルの飲み会での様子が、通行人に撮影され公開されました。持ち物のロゴなどからあっと言う間に大学名、サークル名が特定され検索ワード上位にあがるくらい拡散してしまいました。就職活動への影響が心配です。

Q. 炎上しちゃいました！！どうしたらいいですか？

A. 自分に非があったら速やかに謝罪することです。

アップした内容やアカウントを削除することなども対処のひとつですが、それまでに流出したものはさらに拡散していくので、もはや消しようがないのが実態です。

Q. 結局予防するしかないんですね…予防策は…？

A. 全世界の目に触れるものと思って注意深く使用していくことです。

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害に遭った場合の解決策などについて、相談できます。52ページや学生相談室ホームページリンク集にて、インターネット・SNSトラブルに関する相談窓口を案内しています。



アクセスしたらこうなった！

Q. アクセスしていた Web サイト。アイコンをクリックしたら入会金 6 万円の料金請求画面に！支払わないとまずい？

A. 払う必要はありません。

Q. 連絡しないと実家に回収に来るって書いてあるんですけど。先方に連絡して事情説明したほうがいい？

A. 連絡するとさらに請求されたり個人情報をとられる場合があります。

「では取り消し手続きをします。お名前、ご住所、電話番号をどうぞ」などとさらに個人情報をとられかねません。

ユーザーを特定したように思わせ「取立て屋が来るんじゃないかな」と怖がらせますが、実際は住所や電話番号がわかるわけではありません。ですから、自宅に回収に来ることはできません。振り込む人が何人かいれば、それだけでも不当な収入になるですから、一人ひとりを探し出し自宅を訪ねるような手間はかけません。

無視し続ければ、そのうち督促メールも来なくなりますが、どうしても怖いようでしたら、不便ですが、メールアドレスを変えることです。

事例8 「宅配業者からのお知らせだと思ったら」

メールアドレスに「○○宅配です。配達予定日時のお知らせです」というメールが届きました。そのメールには添付ファイルがあり、うっかりそのファイルを開いてしまいました。

これは「標的型メール」と呼ばれているもので、宅配業者や金融機関、就活関連企業のアドレスを詐称して送りつけます。ファイルを開いたりリンク先にジャンプしたりすると皆さんのパソコンの個人情報が盗まれたりします。

Q. じゃ、とりあえずすべて無視？

A. 例外は、簡易裁判所からの封書です。心配な場合はご相談ください。

住所などを知られ、「少額訴訟」を起こされている場合があります。無視していると、裁判所から支払い命令がだされてしまいます。裁判所の支払い命令に従わないと犯罪になってしまうので、そうならないよう対処をしなければなりません。学生相談室に相談してください。弁護士相談員によるアドバイスなど、適切な方法を紹介します。

決してお金を払ってはいけません。

いざこざが面倒だから、と支払ってしまうと、「脅せば金を出す客」と認識され、次々に年会費、接続料、使用料、などと請求されることになります。しかも、最初はアルバイト代や小遣いで払えそうな金額を設定していますが、すぐに 20 万円、30 万円といった高額請求になります。

事例9 「簡単で割のいいアルバイトが実は！」

ネット上の掲示板や LINE でのアルバイト募集。「書類を受け取ってくるだけの簡単なアルバイト」「自分名義で銀行口座をつくる仕事」「ATM でお金を引き出してくれる仕事」「自分名義で携帯電話を契約してくれる仕事」…。

友人が応募したアルバイトが実は振り込め詐欺の手先で、「受け子」「出し子」「掛け子」などと言われるいちばん危険な役目。犯罪に巻き込まれるところでした。怖いですよね。

(参考) 相談窓口

消費生活センター

消費生活センターなどは、各自治体に設置されています。そこでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受付け、公正な立場で対応しています。



※消費者ホットライン（局番なし 188 いやや！）では、身近な消費生活相談窓口をご案内します。

失敗との付き合い方

もし、トラブルに巻き込まれてしまったら、どうぞ相談してください。

消費生活のトラブルの場合、学生相談室ではクーリング・オフの方法などを教えてします。また、相談員として弁護士も在籍していますので、自分で解決するためにはどんな対処をすればよいかアドバイスします。なお、代理人として弁護活動を行うことはできません。また、弁護士をたてて解決をはかるべき事例の場合は、弁護士への依頼の仕方のアドバイスをしています。

あなたに代わって解決をはかるのではなく、ご自分の手で解決して乗り越えることのお手伝いをします。

大きな失敗をせずに大学生活を送ることができれば、それに越したことはありません。しかし、失敗してしまったら、もうおしまいでしょうか？何も起きない時よりも、そこから立て直していくことは、より価値のある体験です。自分の手で後始末をつけ、乗り越える体験は、あなたをとても大きく成長させてくれるはずです。思い切って相談することが、自分の手で解決をはかる第一歩となります。学生相談室はみなさんを応援する場所でありたいと願っています。



参考文献

- ・「インターネットトラブル／警視庁」
⟨<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/nettrouble/index.html>⟩
- ・「クーリング・オフ／国民生活センター」
⟨https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html⟩
- ・「インターネットトラブル／国民生活センター」
⟨https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/internet.html⟩

(2023/12/12 アクセス)